

中小企業者向け支援制度

陸前高田市 商工交流部 商工観光課

令和8年度



目 次

内 容	ページ
1. 起業したい	
(1) 新規起業支援事業費補助金	1
2. 事業拡大したい	
(1) 事業拡大支援事業費補助金	2
3. ユニバーサルデザインに配慮した事業所にしたい	
(1) ユニバーサルデザイン推進補助金	3
4. 設備投資したい	
(1) 中小企業設備投資促進事業費補助金	4
5. 市内に進出（立地、増設）したい	
(1) 立地奨励金・雇用奨励金・利子補給金	5
(2) 立地促進補助金	6
6. 新規学卒者を雇用したら	
(1) 企業雇用拡大奨励金	7
7. 土地利活用バンクを使用したら	
(1) 土地利活用促進助成事業	8

◆起業したい

新規起業支援事業費補助金

内 容	市内で新たに事業を始める事業者に補助金が交付されます。				
	申請日において陸前高田商工会の会員又は加入予定者と認める者である必要があります。				
対 象 者	事 業 計 画 要 件		対 象 経 費	補助率	限度額
起業する者	補助事業の申請年から3年目の事業収入が300万円を超える計画であること		市内で事業のための施設等を整備する際に要する経費・建物（改築、改装、改修に要する費用も含む） ・建物附属設備 ・構築物 ・機械、装置及び備品（税抜き単価5万円以上のものに限り） ・広告宣伝費 ・出展小間費 ・印刷費 ・講師依頼費 ・ホームページ作成費	3/4	150万円
チャレンジショップ入居の決定を受けた者	チャレンジショップ応募の際の事業計画を提出すること			10/10	20万円
チャレンジショップ使用期限終了後から1年以内に開業の届け出をする者	補助事業の申請年から3年目の事業収入が300万円を超える計画であること		・広告宣伝費 ・出展小間費 ・印刷費 ・講師依頼費 ・ホームページ作成費	3/4	150万円
起業の日から3年を経過しない者	申請時の事業収入300万円未満	補助事業の申請年から3年目の事業収入が300万円を超える計画であること			
	申請時の事業収入300万円以上	補助金の交付を受けて設備投資を実施することにより、収益の向上が見込める事業計画であること	・建物（改築・改装・改修に要する費用も含む。） ・建物附属設備及び構築物（建物と同時に申請する場合に限り） ・機械、装置及び備品（単価5万円以上のものに限り。）		
申請に必要なもの	(1) 事業計画書 (2) 市税等納付（納入）状況確認承諾書 (3) 陸前高田商工会の指導を受けた事業計画書 (4) 事業費の根拠となる資料				
申 請 窓 口	商工観光課 （4階）				



※詳細は御相談ください。

◆事業拡大したい

事業拡大支援事業費補助金				
内 容	市内で事業拡大をする事業者に補助金が交付されます。			
	申請日において陸前高田商工会の会員又は加入予定者と認める者である必要があります。			
対 象 者	対 象 経 費		補助率	限度額
事業拡大する者	現在の事業拠点に加えて、市内において新たな事業拠点を設けようとする際に要する経費	・建物（改修・改築・改装に要する費用も含む） ・建物附属設備 ・構築物 ・機械、装置及び備品（税抜き単価5万円以上のものに限る） ・広告宣伝費 ・出展小間費 ・印刷費 ・講師依頼費 ・ホームページ作成費	3/4	150万円
申請に必要なもの	(1) 事業計画書 (2) 市税等納付（納入）状況確認承諾書 (3) 陸前高田商工会の指導を受けた事業計画書 (4) 事業費の根拠となる資料			
申 請 窓 口	商工観光課 （4階）			

※詳細は御相談ください。



◆ユニバーサルデザインに配慮した事業所にしたい

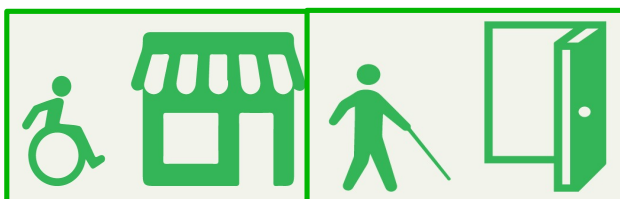
ユニバーサルデザイン推進補助金	
内 容	ユニバーサルデザインに配慮した店舗等の整備をし、 <u>「ユニバーサルデザインのお店」認証</u> を受けた事業者に補助金が交付されます。
補 助 対 象 経 費	高齢者等の移動上・利用上の利便性、安全性の向上のための整備に係る経費（基準に適合するもの）
補 助 率	2/3
補 助 金 額	50万円
申請に必要なもの	⁽¹⁾ 建築確認済証及び建築確認申請書写し ⁽²⁾ 工事契約書、見積書、図面等の写し ⁽³⁾ 備品の場合は仕様書
申 請 窓 口	商工観光課（4階） （ユニバーサルデザインのお店認証は土地活用推進課（4階））

※詳細は御相談ください。

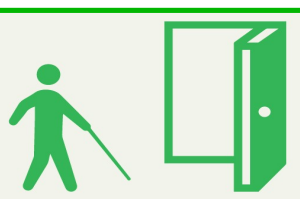
ユニバーサルデザインに配慮した店舗等とは、
①店舗への出入り、②店舗内の移動、③店舗での行為が
問題なく行えるお店です。

※詳細は土地活用推進課へ

①店舗へ



②店舗内の移動



③店舗での行為



◆設備投資したい

中小企業設備投資促進事業費補助金

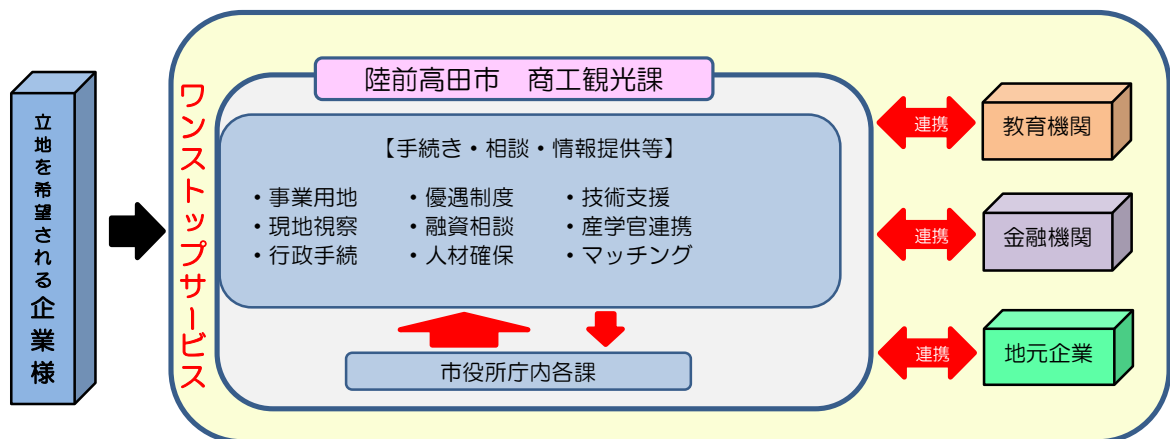
内 容	設備の近代化及び合理化を図るため取得する機械・装置等を設置する場合に要する経費に対し補助金を交付します。
対 象 業 種	製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所
補 助 対 象 経 費	設備の近代化及び合理化を図るため取得する機械・装置等を設置する場合に要する経費。（税抜き単価150万円以上であること。）
補 助 率	1 / 3
限 度 額	1000万円
申請に必要なもの	取得予定の内容が確認できる書類（見積書・カタログ・仕様書等）
申 請 窓 口	商工観光課 （4階）

※詳細は御相談ください。



◆市内に進出（立地、増設）したい

立地奨励金・雇用奨励金・利子補給金			
内 容	市内に新たに工場等を立地する場合、または既に立地している事業所が拡張などにより定められた金額以上の設備投資を行った場合に奨励措置を受けられます。		
対 象 業 種	製造業・ソフトウェア業、自然科学研究所、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、旅館・ホテル、その他市長が認める事業の用に供する施設		
奨 励 措 置	対 象 要 件	交 付 額	限 度
(1) 立地奨励金	新設：固定資産投資額が1,500万円以上	5年間 固定資産税相当額を交付	
	増設：固定資産投資額の増加額が1,500万円以上		
(2) 雇用奨励金	市内に住む人を3人以上新規に正規雇用し、引き続き1年以上雇用した場合	新規雇用者 1人につき30万円を交付	
(3) 利子補給金	立地奨励金の適用基準を満たしていること	金融機関等からの借入に対する利子補給金を3年間交付	借入平均残高の年3%が限度 対象借入金の額は3億円が限度
相 談 窓 口	商工観光課 （4階）		



◆市内に進出（立地、増設）したい

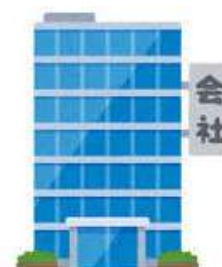
立地促進補助金				
内 容	市内に新たに工場等を立地する場合、または既に立地している事業所が拡張などにより定められた金額以上の設備投資を行う等、対象要件を満たした場合に補助金が交付されます。			
業 種	製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、旅客・ホテル業、その他市長が認める事業の用に供する施設			
区 分	新設		増設	
投 資 額	1,500万円以上 1億円未満	1億円以上	2,000万円以上 1億円未満	1億円以上
新 規 雇 用 者 数	3人以上	5人以上	3人以上かつ増設後の雇用者数が3人以上増加すること	5人以上かつ増設後の雇用者数が5人以上増加すること
補 助 額	(1) 岩手県の企業立地促進奨励事業費補助金にかかる認定承認を受けた場合			
	新規雇用者数 30人未満の場合		固定資産投資額の10分の3に相当する額以内の額で、3億円限度。	
	新規雇用者数 30人以上の場合		固定資産投資額の10分の3に相当する額以内の額で、5億円限度。	
	(2) 岩手県の企業立地促進奨励事業費補助金にかかる認定承認を受けていない場合			
	新規雇用者数 30人未満の場合		固定資産投資額の10分の3に相当する額以内の額で、1億5000万円限度。	
	新規雇用者数 30人以上の場合		固定資産投資額の10分の3に相当する額以内の額で、3億5000万円限度。	
立 地 区 域	・三日市工業団地 ・長部漁港水産加工団地 ・小友浦地区工場適地		・長部地区工場適地 ・下宿地区工場適地 ・復興居住区域	
申 請 窓 口	商工観光課 （4階）			

※詳細は御相談ください。

◆新規学卒者を雇用したら

企業雇用拡大奨励金	
内 容	市内に事業所があり、新規学卒者を6ヶ月以上常用雇用した事業主に奨励金を支給します。
	新規学卒者とは… 高等学校以上(専門学校含む)の学校を卒業後、翌年3月31日までに市内事業所に就職し、市内に住所を有する者をいいます。
支 給 額	新規学卒者の雇用一人につき、10万円を事業主に支給
申 請 時 期	新規学卒者を採用した日から6か月経過後の翌月20日まで
申請に必要なもの	(1) 陸前高田市企業雇用拡大奨励金支給申請書 (2) 雇用証明書 (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (4) 卒業が証明できる書類(卒業証明書の写し、卒業証書の写し等) (5) 勤務状況が確認できる書類
申 請 窓 口	商工観光課 (4階)

※詳細は御相談ください。



◆土地利活用促進バンクを使用したら

土地利活用促進助成事業	
内 容	「土地利活用促進バンク制度」を利用して土地を購入し、家屋を建設した方に対し、土地と家屋の固定資産税相当額を『陸前高田地域共通商品券』で支給します。 土地利活用促進バンク制度とは… 高田地区及び今泉地区土地区画整理事業地区内のかさ上げ部及び平地部の未利用地について土地所有者と利用希望者を結びつけるため、市が所有者と利用希望者への連絡や調整を行う制度です。（売買・賃貸借の交渉、契約については当事者間で行っていただきます。）
対 象 者	・土地利活用促進バンク制度を利用し、購入又は賃貸借をし2年以内に家屋を取得した個人又は法人 ・家屋の建設又は購入時に、被災者（被災事業者）に対する各種支援制度を受けていない個人または法人
対 象 家 屋	住宅、住宅兼店舗、店舗、貸家、事務所、事業所、倉庫等（建築基準法に基づく建築確認申請を行い、確認済証の交付を受けたものに限る。）
助 成 額	年間20万円上限 10年間助成 最大で100万円
申 請 時 期	対象物件に対する当該年度分の固定資産税を完納後
対 象 区 域	高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内のかさ上げ部、平地部に換地され、土地利活用促進バンクに登録された土地
申請に必要なもの	(1) 交付申請書 (2) 家屋の建築検査済証（写） (3) 対象固定資産税の課税明細書（写）
相 談 窓 口	土地活用推進課（4階）

※詳細はご相談ください。

陸前高田市 商工交流部 商工観光課
〒029-2292

陸前高田市高田町字下和野100番地

TEL 0192-54-2111

FAX 0192-54-3888

URL <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/>